

共有在庫市場 参加マニュアル

2022年10月13日改訂

CONTENTS

第1章 登録編

1. 業販掲載区分（共有区分）
2. 登録必須条件
3. 在庫登録サービス留意事項
4. 自己申告（ダメージ・評価点）の掲載
5. A I S出張検査
6. 登録情報の追加・修正・削除

第2章 取引編

1. ①検査付き登録車両の購入の場合
2. ②検査切れ・③自己申告・④検査無し登録車両の購入の場合
3. ロック制度
4. リクエスト検査出張手数料
5. 下見ホットライン
6. 価格交渉

第 1 章 登録編

具体的な登録の方法に関しては、

オークネオステーションハイパーの場合、「操作マニュアル」の「在庫登録マニュアル」を、オートバンクシステムの場合、業務ログイン後の「端末操作」→「マニュアル」の「1 操作マニュアル」にある「1 在庫登録マニュアル」をご覧ください。

1. 業販掲載区分（共有区分）

在庫登録をする際、価格情報設定の「業販掲載区分（共有区分）」という項目で、**オープン（業販する）**か**クローズ（業販しない）**のどちらかを選択することになります。その違いについて説明します。

■ オープンとは？

オープンを選択するとその車両は、当社指定端末に閲覧・検索される情報として登録されます。つまり、積極的に業販したい場合こちらを選択します。

< A I S 検査付掲載をするメリット ! >

1. 車両検査評価書を発行することができます

自社の車両にも評価書を活用することによって、修復歴の有無、程度の良し悪しに不安を抱きがちなユーザーとの商談を、よりスムーズに行なうことが可能です。

2. オークションへの即時振替出品ができます

条件を満たせばオークションへ出品することが可能です。

3. 成約率がアップします

検査付車両であれば、購入希望店からの見え方は、即時購入が可能なので、検査の無い車輛に比べ、商談に至る確率が高くなります。

4. 一撃市場へ出品できます。

検査有効期間内であれば、一撃市場へ出品することができます。

■クローズとは？

クローズを選択するとその車両は、自社でのみ閲覧・検索される情報として登録されます。つまり、自社でしか売りたいくない在庫の場合クローズを選択してください。

※カーセンサー認定にて、カーセンサー側から検査依頼した車両はクローズ登録になります。(カーセンサー認定実施会員様のみ)

2. 登録必須条件

登録は全ての項目を一度に入力しなくても構いません。とりあえず車検証上でわかることから入力…といったこともできます。しかし、それだけでは情報を開示できません。オープン登録・クローズ登録それぞれ最低限必要な条件があり、それを満たすことによってはじめて公開できるようになるからです。

■オープン登録必須条件

以下の項目の入力が必要です。

「管理 No、展示拠点、メーカー、車名、グレード、車台番号、型式、排気量、駆動区分、燃料、定員、国産・外車区分、登録初年度、車検有無、シフト、走行距離、外装系統色、車歴、修復歴、リサイクル、業販価格、画像」

<登録情報の反映について>

登録した車両情報が検索画面に反映されるのは、登録必須条件を全て満たし登録された後反映されます。※反映に時間を要する場合がございます。

3. 在庫登録サービス留意事項

在庫登録サービスの運用上で、ご留意頂きたいポイントを以下に述べます。

■管理Noについて

管理Noとは、各会員店様で在庫時などに独自で発番されている在庫管理用の番号のことです。管理Noは1台の車両に対してひとつ与える番号(これを系統的にユニークキーといいます)であり、1台の車両に2つの管理Noがあつたり、1つの管理Noを2台以上の異なる車両に与えるということはありません。

在庫登録サービスのシステムはこの考え方に基づいて運用されていますので、管理Noはユニークキーでご登録頂きますようお願いいたします。

*これから管理Noを発生させられる会員様へ

管理Noは常に長さが一定になる(これを系統的に等長コードといいます)よう発番され

ることをお奨めします。1、2、3・・・といった単純な発番は桁数がどんどん増えていくため同じ長さになりません。多くの中古車専門店様で一般的に使われているのは、日付の概念を持たせたものです。例えば2022年10月15日の1番目に入庫したものは「2022101501」、2022年7月7日の3番目に入庫したものは「2022070703」というように発番すると、等長コードになります。

■拠点の新設について

新しい拠点を追加したい場合は、当社へご連絡下さい。当社センター側のサーバ内情報を設定しませんとシステムの的に正常に稼動しません。

■画像データ登録について

- ・プライスボードが映っている写真をお使い頂くことはお控え下さいますようお願いいたします。
- ・画像に写っている装備等が変更になった場合は、画像の差し替えをお願いします。
- ・AA会場の検査情報を画像化して掲載しないで下さい。
- ・車両と関係の無い画像等は掲載しないで下さい。

■コーションプレート及び車検証の画像掲載について

- ・コーションプレートは任意にて表示可能です。
- ・車検証の画像はご登録の際に掲載しても、他の会員店様には開示されません。

■自動削除について

登録頂いた車両が自動的に削除されるのは以下の場合です。

- ・共有在庫市場（一撃含む）成約した場合
- ・TVオークション振替出品にてオークションで成約した場合
- ・登録情報有効期間の365日を経過した場合

上記のケース以外は会員様で任意に削除をして頂かないと消えません。

注意：TVオークション振替出品中に共有在庫データのみ削除をしても、オークションの出品取消しにはなりませんので、ご注意ください。（オークション出品取消しは別途オークネットまでご連絡下さい。）

■自動クローズについて

オープン登録されている車両に関しまして、90日間車両情報の追加・修正、TVオークションへの振替登録等更新がされない場合、強制的にクローズ登録へ変更となります。こまめな在庫管理及び車両項目の見直しをお願いします。

※データ連携実施車両に関しましては、クローズ登録変更の対象外となります。

■セールス欄や注意事項欄の記載内容について

それぞれの欄には車両のアピールポイントや注意点を申告する事が出来ます。

ただし、「禁煙車」や「ルームクリーニング済み」と言った証明が難しい内容については記載をお控えください。

また、業販相手を限定するような文言（例：輸出禁止、業販お断り 等）は車両アピールとは違う意味合いになりますので、掲載してあっても無効とします。

なお、記載内容がふさわしくないと当社が判断した場合には、クローズ登録に変更する場合があります。

4. 自己申告（ダメージ・評価点）の掲載

登録店様自身の検査によって評価点を付与して、共有在庫市場に掲載することができます。掲載の詳細については、「共有在庫運用規定 特別規定 検査前流通」もしくは別途定める『自己申告取引ガイド』を参照してください。

1. 所定用紙または登録画面からの入力に限り、自己申告画像の掲載フィールドに掲載できます。

※他 AA 及び、小売媒体の品質評価書などの掲載は禁止させていただきます。

2. 装備品・セールスポイント記載について

申告票は、「ダメージ」の申告が目的となりますので、装備品・セールスポイントはデータ登録にてお願いします。

3. 掲載できない車両について

自己申告掲載できない車両については、共有在庫市場運営規程、第1章 第7条（流通制限項目）にある流通制限車両をご確認ください。

4. 掲載内容の訂正・変更

掲載車両の申告内容や車両状態が変更になった場合、速やかに訂正・変更してください。

5. A I S 検査による自己申告掲載の削除

A I S 検査が付与されると、自己申告掲載は自動的に削除されます。

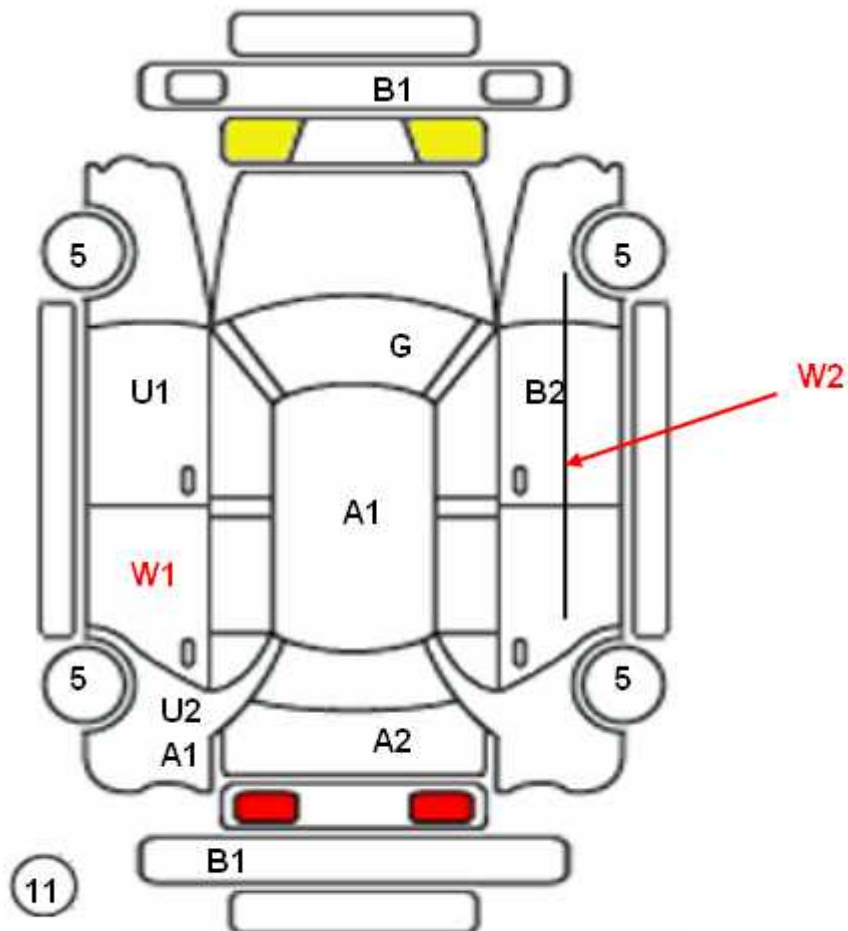
※申告票の内容はA I S 検査には、継承されませんので、検査時に必ず再申告してください。

6. 評価基準

総合評価点は、車両状態・初年度登録月からの経過月数・走行距離を基本として、内装評価基準を加えた上で算出してください。

評価基準表は共有在庫運用規定の第72条（自己申告評価基準と表記）を参考にしてください。

ダメージポイントからの評価点の算出



①①
スペア

スペアタイヤ無ければ
「なし」記載

$U1 + U2 + A1 + A1 + A2 + B1 + B2 + B1 = 11$ ポイント

(W1 と W2 は加算しません)

総合評価表のポイントを参照して 4点 とします。

5. A I S出張検査

共有在庫市場に登録頂いている車両は、登録店様の任意でA I S出張検査をつけることができます。これを共有在庫の出張検査と称します。

A I S出張検査を希望される場合は、オークネオステーションハイパーから出張検査依頼を実施してください。検査データの入力はオークネットにて行い、指定W e bサイトにて登録頂いた車両情報に検査情報として付加致します。

*画像（写真）は既にW e bにて登録頂いていますので、検査時に検査員は撮影いたしません。

* A I S出張検査手数料は、月締めで翌月にまとめてご請求させていただきます。
（出張検査料として一括請求されます）

■流通制限基準に抵触する車両の場合

検査の結果、共有在庫運営規程第7条の流通制限項目に抵触する車両と判明した場合、その車両のオープン登録を制限します。登録店様自ら、共有区分業販掲載区分（共有区分）をクローズに変更して下さい。

またこの場合も、A I S出張検査手数料はご負担いただきます。

6. 登録情報の追加・修正・削除

検査データ以外の登録済み車両情報の追加・修正・削除は、登録店様自ら任意に適宜行なって下さい。ご留意頂きたいポイントを以下に挙げておきます。

1. 登録情報の相違に気付かれた場合は、速やかに修正してください。
検査後に登録及び検査情報の相違に気づかれた場合はオークネットにご連絡を下さい。
2. 時間の経過に伴い変更の必要が発生することのある項目、車検の有無、走行距離、価格などは定期的にチェックを行なってください。
3. オープン登録した車両が、売却等により登録店様の在庫でなくなった場合、すみやかに削除して下さい。共有在庫市場で在庫確認の結果、在庫が無いと判明した場合は当社にて削除もしくはクローズ登録に変更します。
※データ連携実施会員様は元データにて変更をお願いします。
4. 検査の結果、流通制限基準に抵触する車両と判明した場合、登録店様自ら共有区分業販

掲載区分（共有区分）をクローズに変更して下さい。変更がなされない場合、当社にて強制的にクローズ登録に変更します。

※データ連携実施会員様は元データにて変更をお願いします。

5. オープン登録した車両が小売商談等の理由により共有在庫市場において流通出来ない状態にある場合は、登録店様はすみやかにクローズ登録に変更して下さい。

※データ連携実施会員様は元データにて変更をお願いします。

6. 共有在庫車は登録店様の在庫車である事とします。よって第三者に車両の管理が移管した場合はすみやかに登録を削除して下さい。

7. 登録情報有効期間の365日を経過した場合、その車両情報は当社にて自動的に削除します。

第2章 取引編

購入希望店様からお申込みをいただきましたら、まず当社商談担当者から購入希望店様にご連絡します。

その際にご購入における条件等がありましたら、当社商談担当者にご申告ください。

■車両検査状態の確認

登録車両は以下の3種類の車両状態があり、車両状態により購入方法が違ってきます。

<登録車両の種類>

- ① **A I S 検査付き**登録車両：検査日より90日以内のもの。
- ② **A I S 検査切れ**登録車両：検査有効期間が切れたもの。
- ③ **自己申告付き**登録車両：登録店の検査によって評価点を付与されたもの。
- ④ **検査無し**登録車両：A I S 検査及び自己申告を付与していないもの。

* 購入希望店の申し出によるリクエスト検査を必要としない場合でも流通は可能。

その場合、クレーム対応が異なりますので、ご注意ください。（運営規程 第7章 検査前流通を参照願います。）

<検索画面上での車両検査状態の見分け方！>

評価点部分で見分けることができます。（点数表示の有無）

- ①②の場合、検査有効期限でご確認下さい。
- ③の場合、評価点がカッコでくられています。
- ④の場合、評価点が表示されません。

1. ①検査付き登録車両の購入の場合

購入希望店様は、オークネオステーションハイパーからご希望の車両の購入依頼をして下さい。

購入依頼には、「ネット商談申込み」と「電話商談申込み」の2種類がございます。

「ネット商談」は、購入希望店様が「ネット商談システム」にてWeb上で登録店様と直接商談ができます（⇒ネット商談の詳細につきましては、別途『ネット商談ガイド』参照願います）。

「電話商談」は当社商談担当者が登録店様に対しその車両の在庫及び販売状態の確認を行い、購入希望店様の提示条件に見合った時点で成約となります。

2. ②検査切れ・③自己申告・④検査無し登録車両の購入の場合

購入希望店様よりリクエスト検査を依頼して下さい（※検査切れ及び自己申告掲載車両に於いては、登録店様の都合により、リクエスト検査の受付ができない場合がございます）。当社は登録店様に対しその車両の在庫及び販売状態の確認を行い、何ら問題がなければリクエスト検査を実施します。検査結果は、検査依頼日より原則3日以内（一部地域除く）に購入希望店様の端末へ、登録店様の既存登録データに検査データを付加する形でフィードバックします。

※対象車両がトラックの場合は検査依頼日より原則5日以内（一部地域除く）。

その後、購入希望店様はこのデータを元にデータ付加の翌日中に購入するかしないかの回答を出して下さい。

※検査依頼日は12時までを当日扱いとし、12時以降の依頼については翌日を検査依頼日とします。

<登録店様へ>

注意1 検査無し車両にリクエスト検査依頼が入った場合は、登録店様は検査依頼を承諾しなければなりません。検査依頼の承諾ができない場合は、登録データを削除もしくはクローズへ変更いたします。

注意2 購入希望店の検討期間は、リクエスト検査実施後翌日の当社営業時間内までとなります。この期間に登録店都合で販売できない場合は、リクエスト出張検査手数料をご負担いただきます。

<購入希望店様へ>

検査情報が付与されると車両データは検査したデータに変更されます。リクエスト検査依頼時からどこが変わったか確認し、購入をご検討下さい。

■ リクエスト出張検査手数料

対象車両が購入可能な状態であれば、購入希望店様の購入するしないにかかわらず、リクエスト出張検査手数料として購入希望店様にご請求させていただきます。

3. ロック制度

購入希望店様は購入希望車両に対し、登録店様が他への販売をしないよう凍結させるオプションをロックといいます。但し、購入希望店様がロックを申請しても、登録店様がこれを受理するかは登録店様の任意です。よって、購入希望店様・登録店様双方の合意が得られた場合のみ成立します。

■ ロック期間

<リクエスト検査車両の場合>

検査実施日の翌日 18:00 まで

<検査付き車両・自己申告付き車両・検査無し車両の場合>

ロック成立日の翌日 18:00 まで

<検査付き車両・自己申告付き車両・検査無し車両（当日のみ）>

ロック成立日の当日 18:00 まで

■ 登録店様のロック期間中注意事項

ロックを承諾した場合、登録店様はロック期間中、小売り・業販・移動の停止等、完全にその車両の取引を凍結して頂きます。期間中にもかかわらず、その車両を購入希望店様以外に売却した場合、速やかに当社に申し出るとともに、購入希望店様に対して、以下のロック不履行ペナルティーを支払って頂きます。

- ・ リクエスト検査車両・検査付き車両・自己申告付車両・検査無し車両

金60,000円

- ・ 検査付き車両・自己申告付車両・検査無し車両（当日のみ）

金20,000円

■ 購入希望店様のロック期間中注意事項

ロックが受理された場合、購入希望店様はロック期間中に、その車両を購入する・しないの意志を当社に申し出て頂きます。購入しない場合、登録店様に対して、以下のロック解除料を支払って頂きます。

- ・ リクエスト検査車両・検査付き車両・自己申告付車両・検査無し車両

金30,000円

- ・ 検査付き車両・自己申告付車両・検査無し車両（当日のみ）

金10,000円

<登録店様の申告情報と検査結果に著しい相違があった場合や流通制限基準に抵触する車両、もしくは修復歴申告無しが修復歴車と判明した場合>
購入希望店様が購入を取りやめる場合、ペナルティーなしでロックが消滅します。

4. リクエスト出張検査手数料

① リクエスト検査の中断が発生した場合

リクエスト検査の手配発生後、次に述べるような状況になりやむをえずリクエスト検査を中断しなければならないことがあります。その場合の登録店様、購入希望店様それぞれの手続き、出張検査手数料負担は以下のとおりです。

■登録店様による中断

小売りによって検査対象車両が売れてしまった等でリクエスト検査が行えない状況になった場合、登録店様は速やかに当社に検査中断の申し出をして下さい。

注) 検査員が検査到着前までに申し出があれば何ら費用負担は発生しません。

しかし、到着してしまった場合は出張手数料として登録店様に¥3,500（共有在庫売りのみ会員様も¥3,500）をご負担いただきます。

■購入希望店様による中断

ユーザーとの商談が破談になってしまった等でリクエスト検査をしても仕方がない状況になった場合、速やかに当社に検査中断の申し出をして下さい。

注) 検査員が検査到着前までに申し出があれば何ら費用負担は発生しません。

しかし、到着してしまった場合は出張手数料として購入希望店様に¥3,500（共有在庫売りのみ会員様も¥3,500）をご負担いただきます。

② 流通制限基準に抵触する車両と判明した場合

リクエスト検査の結果、**流通制限基準に抵触する車両と判明した場合、その車両の流通は制限します。**この場合の出張手数料は、登録店様より¥3,500（共有在庫売りのみ会員様も¥3,500）を申し受けます（トラックは¥5,000）。

③ リクエスト検査の結果、相違があった場合

検査前と検査結果に下記の相違があった場合、購入希望店様の意向により出張手数料の負担が異なります。

- ・修復歴車の場合
- ・検査前と検査後で状態が著しく相違すると当社が判断した場合

例) メーカー違い、車種違い、グレード違い、型式違い、初年度違い、ミッション違い、ハンドル違い、燃料違い、排気量違い、大幅な走行距離の増加、装備違い、保証書・記録

のセールス記欄載違い等

■購入する場合

購入店様に出張手数料をご請求させていただきます。

■相違により購入しない場合

登録店様に出張手数料をご請求させていただきます。

5. 下見ホットライン

購入希望店様は購入希望車両の詳しい情報を知るために、リクエスト検査時や検査付き車両に対し、検査員が購入希望車両を見ながら電話にて状態を聞くことができます。これを下見ホットラインといいます。

■下見ホットライン依頼

購入希望店様はリクエスト検査依頼時、及び検査付き車両、検査切れ車両に下見ホットラインの依頼を行うことができます。

■下見ホットライン手数料

1 台当たり下記の手数料を申し受けます。

- ・ 検査付き車両 金 5,000 円
- ・ 検査切れ車両 金 2,500 円（別途リクエスト出張検査手数料がかかります）
- ・ 検査無し車両 金 2,500 円（別途リクエスト出張検査手数料がかかります）

注1) 検査員が訪問時、購入希望店様ご指定の連絡先へ電話をさせていただきますが、連絡がつかない場合も考えられます。連絡がつかない場合は、下見ホットラインを実施できないと判断させていただき、事前に質問事項を頂いた項目のみ後日回答させていただきます。

事前質問項目がなく、下見ホットラインを行えなかった場合は、下見ホットライン手数料の請求は行いません。

注2) 電話連絡時の検査員コメントは、購入の参考情報として受けていただき最終的判断は、検査情報において確認願います。検査員コメントに関しては、その全てをクレーム申請の対象外とさせていただきます。

注3) 検査切れ、検査無し車両はリクエスト検査と一緒にご依頼下さい。下見ホットラインだけの依頼はできません。

注4) 下見ホットライン実施後に登録店様の都合で購入できない場合でも、下見ホットラインの料金（2,500円～5,000円）は購入希望店様のご負担となります

6. 価格交渉

登録店様は車両在庫登録をされる際に、価格交渉フラグをセットすることができます。

価格交渉「可能」を選択すれば、より商談の引き合いが上がります。

購入希望店様は、車両一覧画面や車両詳細画面で「交渉OK」のアイコンがある車両について、業販価格より低い金額で申込する事が可能です。

業販価格が500万円以下の車両については、業販価格から5万円以内の金額についてのみ申込可能となります。500万円以上の車両については、お申し込み時に当社商談担当者にご相談ください。

※「交渉OK」のアイコンが表示されていても、登録店様都合で値引きが出来ないケースもありますのでご了承ください。